

仙台市障害者保健福祉計画

前期計画期間における 施策の推進と進捗管理について

平成25年2月

仙台市

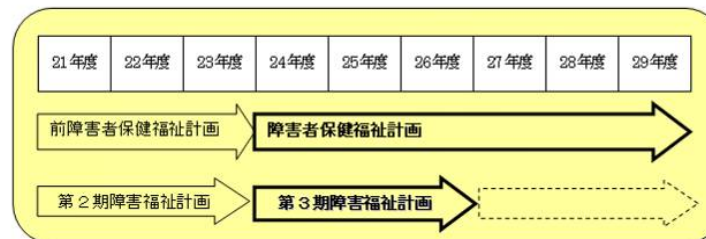
1 背景

(1) 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ

- 障害者保健福祉計画(H24～H29)
第3期障害福祉計画(H24～H26)が
平成24年4月からスタート
 - ・ 障害者保健福祉計画は，障害者基本法(以下，「基本法」)に定める市町村障害者計画の位置づけ
 - ・ 第3期障害福祉計画は，障害者自立支援法(以下，「自立支援法」)に定める市町村障害福祉計画として作成し，障害者保健福祉計画の前期期間における実施計画として策定
- 25年4月，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」)が施行。
 - ⇒総合支援法に対応しながら，障害者保健福祉計画・第3期障害福祉計画を着実に推進することが必要

(2)障害者保健福祉計画に掲げる施策

- 仙台市障害者保健福祉計画は、
24年度～26年度
(第3期障害福祉計画期間と同じ)を前期、
27年度～29年度を後期。



- 障害者保健福祉計画においては、5つの**基本方針**にそって施策を体系化し、障害者施策を総合的に推進（関連事業を掲載）
 - ①自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進
 - ②生涯にわたり地域での生活を支援する体制の整備
 - ③誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
 - ④就労や社会参加による生きがづくり
 - ⑤サービスの充実と質の向上
- また、計画期間に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題に対応するため、5つの**重点プロジェクト**を設定。
 - ①震災からの復興施策の推進
 - ②障害児への支援の充実
 - ③就労支援体制の推進
 - ④精神障害者への施策の充実
 - ⑤障害の重度化・多様化への対応の強化

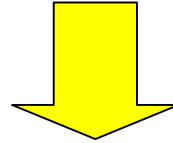
(3)24年度障害者施策推進協議会における審議をふまえた方向性

●「今後の障害者保健福祉施策について」

◆ 5回にわたる審議

- ・ 重点プロジェクトの着実な推進を図る事業の実施
- ・ 制度改正や社会情勢の変化等をふまえた既存事業の見直し

◆ 障害者団体，難病患者・家族会との意見交換会



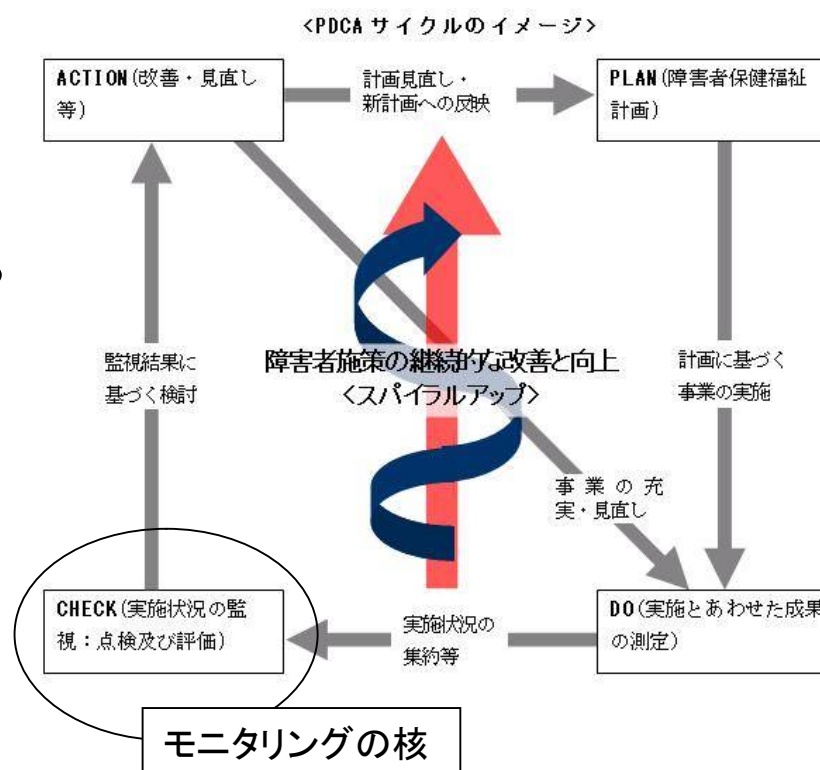
● 計画の基本目標達成に向け，重い障害があっても地域で安心して生活することができる環境整備やサービスの一層の充実

⇒ 必要に応じた見直しを行いながら，施策を着実に進めるため，計画に係る事業について進捗管理

2 進捗管理

(1) PDCAサイクルによる運用

- 障害者保健福祉計画・第3期障害福祉計画において仙台市障害者施策推進協議会が監視(モニタリング)等の役割を担うことを明記。
- 各事業等の進捗状況の監視(モニタリング)等を通し、障害者施策の充実に向けた検討や見直しを行い、更なる展開を図りながら、障害者施策の継続的な改善と向上(スパイラルアップ)を実現(PDCAサイクルによる運用)。



(2) 監視(モニタリング)の考え方の整理

- 監視：障害者基本法において、施策の実施状況を監視と規定。また、基本法の解釈において監視機関（モニタリング機関）と表記。
- 調査、分析及び評価：自立支援法改正により、総合支援法において障害福祉計画に関する事項として規定。
- 障害者保健福祉計画と第3期障害福祉計画は一体的に策定しており、進捗管理も一体的に実施することが妥当。
- 仙台市障害者施策推進協議会モニタリング実施要領(平成21年3月25日策定)における現在のモニタリングの定義：
障害者保健福祉計画の主要施策に係る事業の実施状況等を定期的・継続的に監視・測定し、点検評価すること。

・ 具体的には次の4機能

①監視・測定 ②点検・評価 ③調査・分析 ④総合評価

⇒ これまでのモニタリング定義を基本に、基本法及び総合支援法をふまえて、モニタリング実施要領の改正が必要。

→平成25年度第1回障害者施策推進協議会に提示

(3) 前期計画期間における監視(モニタリング)の対象事業等

- 計画関連事業（計画に掲載されているもの）
- 重点プロジェクト対象事業で計画関連事業に記載されていないもの（新規事業のほか既存事業についても事業内容の変更等に応じ適宜追加する。）
- 第3期障害福祉計画の数値目標及び見込み量
- 28の市単独事業(見直し後の状況等を含む)

⇒ これらについては、毎年度の取組みや達成の状況等を取りまとめる（量的なアプローチ）とともに、ヒアリングやアンケート調査などにより、ニーズや意識等の把握（質的なアプローチ）を行っていく。

3 重点プロジェクト対象事業

(1) 対象事業の分類(障害者保健福祉計画概要版に基づく分類)

- 1 震災からの復興施策の推進
 - 1-① 震災を教訓とした災害時等における障害のある方への支援体制の充実
 - 1-② 被災した障害者支援施設等の復旧や「こころのケア」の対応の強化
 - 1-③ きめ細かな支援を提供するための相談支援体制の強化
- 2 障害児への支援の充実
 - 2-① 学校・施設等関係機関との連携による幼児期から成年期までの一貫した支援の推進
 - 2-② 生活の基礎が培われる時期である就学前の療育体制の強化
 - 2-③ 放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりの推進
- 3 就労支援体制の推進
 - 3-① 関係機関のネットワークによる職業能力開発等や福祉的就労の充実
 - 3-② 企業に対する広報や就労機会創出の働きかけ等総合的な就労支援
- 4 精神障害者への施策の充実
 - 4-① 精神疾患・精神障害に関する理解の普及啓発
 - 4-② 精神科救急システムの整備
 - 4-③ 退院や地域移行の支援, 就労支援施策との連携などによる施策の充実
 - 4-④ 重症化の予防や様々な精神症状への的確な対応のための早期発見・早期支援
- 5 障害の重度化・多様化への対応強化
 - 5-① 重い障害のある方の地域生活のためのサービス提供や社会参加などの推進
 - 5-② 発達障害や難病患者等様々な障害のある方に対する就労や相談などの充実

(2) 計画関連事業及び計画関連事業以外の重点プロジェクト該当事業

H25.2.12現在

| 計画関連事業 | 計画関連事業以外の重点プロジェクト該当事業 |
|------------------------------|---------------------------|
| 1 震災からの復興施策の推進 | |
| 1-① 福祉避難所の拡充・機能強化 | |
| 1-① 地域での災害時要援護者支援体制の整備促進 | |
| 1-① 物資の備蓄や非常用発電設備の設置 | |
| 1-② 震災後の心のケア | |
| 1-③ 相談支援事業の再編強化や区役所総合相談等 | |
| 2 障害児への支援の充実 | |
| 2-① 障害のある方の家族支援等の推進 | |
| 2-① 障害福祉サービス事業所の整備 | |
| 2-② 児童発達支援事業による療育支援 | |
| 2-② 児童発達支援センターによる支援 | |
| 2-③ 放課後等デイサービスによる支援 | |
| 3 就労支援体制の推進 | |
| 3-① 障害のある方の職業能力開発の促進 | |
| 3-① 障害者就労支援センター運営 | |
| 3-① 就労支援連絡会議の開催 | |
| 3-② 障害者雇用促進貢献事業の表彰 | |
| 4 精神障害者への施策の充実 | |
| 4-① 精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及啓発 | |
| 4-① 精神保健福祉対策 | |
| 4-② 新市立病院整備(精神科救急システムの整備) | |
| 4-③ 精神障害のある方の退院促進支援 | |
| 4-④ 精神障害のある方の地域社会交流促進 | |
| 5 障害の重度化・多様化への対応強化 | |
| 5-① 障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援 | |
| 5-② 難病患者への支援 | |
| 5-② 専門的な相談機関における相談等 | |
| | 3-① 福祉的就労ステップアップ事業 |
| | 3-② 障害者就労プロモート事業 |
| | 5-① 要医療的ケア対応ヘルパー等人材養成研修事業 |
| | 5-② 難病患者等日常生活用具貸与 |

(3) 28の市単独事業

- 平成24年度障害者施策推進協議会において検討の対象とした28の市単独事業については、モニタリングの対象に加え、計画の進捗状況とあわせて議論を行い、事業制度改正や社会状況の変化等をふまえ、必要に応じて見直しを行う(計画関連事業との重複あり)。
 - ・ 障害者相談員
 - ・ 心身障害者医療費助成
 - ・ 重度障害者福祉手当支給
 - ・ 遷延性意識障害治療研究事業
 - ・ 障害児保育助成
 - ・ 難病患者見舞金
 - ・ 小児慢性特定疾患患者見舞金
 - ・ ガイドヘルパー派遣
 - ・ 聴覚言語障害者援護
 - ・ 障害者スポーツ振興
 - ・ 障害者交通費助成
 - ・ 小児慢性特定疾患治療研究に係わる通院介護料
 - ・ 重度身体障害者緊急通報システム
 - ・ 重度重複障害者等受入運営費補助
 - ・ 重度心身障害児(者)住宅改造
 - ・ リフト付自動車運行助成
 - ・ 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成
 - ・ 障害者国際交流
 - ・ 身体障害者健康診査
 - ・ 補助犬普及促進
 - ・ 精神障害者社会適応訓練
 - ・ 全身性障害者指名制度介護助成
 - ・ 施設自主製品販売促進
 - ・ 地域リハビリテーション支援
 - ・ 各種障害者団体助成
 - ・ 障害福祉サービス事業所等整備費補助
 - ・ ひきこもり青少年社会参加等

4 第4期障害福祉計画と後期計画期間における取組み

- 障害者保健福祉計画において、26年度に（仮称）第4期障害福祉計画の策定とあわせた中間評価を実施する予定。
- 総合支援法においてはサービス基盤の計画的整備を図るため、障害福祉計画の規定が改正。
- 第4期障害福祉計画は、総合支援法施行後最初の障害福祉計画となるが、法律上、計画期間の規定はなし。
- 今後、総合支援法附則に基づく見直しや（仮称）障害者差別禁止法に向けた検討が進められる予定。

⇒第4期障害福祉計画策定作業にあたっては、必要に応じ、障害者保健福祉計画を見直すことも視野に入れる。

⇒策定作業及び評価を通じ、後期計画期間においても、重点プロジェクトとして、特に取組む事業を選定する。

- 第4期障害福祉計画の進捗管理は、障害者保健福祉計画の後期計画期間の取組み状況等と一体で行う。

5 計画期間(平成24年度～29年度)における 年度ごとのスケジュール

| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------------------|-------------------------------|------------------|---------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|----------------------|----------------|---|-----------------------------|
| 障害者保健福祉計画 | | 18～23年度 | 平成24年度～平成29年度(6年間) | | | | | | (仮称)新障害者保健福祉計画 (平成30年度～) |
| 計画策定 | 両計画の位置づけをふまえた 実施状況の監視が必要 | | | | | 第3期障害福祉計 画の実施状況集約 | | | |
| 実施状況 の監視(モ ニタリン グ) | ヒアリング調 査・ 進捗状況の 資料調製 | 策定作業 | 監視手法の検討 前計画の実施状況 集約 | ヒアリング実施 | 障害福祉計画の進 捗状況をあわせた 中間評価実施 | ヒアリング実施 | ヒアリング実施 | 障害者保健福祉計 画の評価実施 次期障害者保健福 祉計画策定作業 | 実施状況の集約 |
| | アンケート 調査 | | 手法の検討 | | | 詳細なアンケート 手法の検討 | アンケート調査の 実施 | | |
| | ニーズ調査 | | 手法の検討 | → 実施(26年度前半まで) | | | | | |
| 計画策定 | 策定作業 | | 第2期障害福祉計 画の実施状況の集 約 | 保健福祉計画の監 視とあわせて、24年 度の状況集約 | 中間評価にあわせ 状況集約 次期障害福祉計画 策定作業 | 第3期障害福祉計 画の実施状況集約 | | | |
| 障害福祉計画 | | 第2期計画 21～23年度 | 第3期計画:平成24年度～平成26年度(3年間) | | | 次期障害福祉計画(平成27年度～) | | | |

総合支援法における障害福祉計画の規定

88条の2(抄)

市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

※88条第2項

市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

6 25年度における施策の重点化

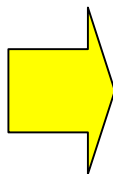
- 一律の現金給付の見直し

【一律の現金給付】

重度障害者福祉手当

難病患者見舞金

小児慢性特定疾患患者見舞金



【心身の状態やニーズに応じた支援】

1 障害理解の促進と相談支援機能の強化

多様化する障害への市民理解の促進を図るとともに、生活や就労等に係る相談に対応するため、相談会の増や初期相談支援機能強化、就労支援ネットワークの充実を図る。

2 状態に応じたきめ細かな支援の提供

医療的ケアや心身の状態が変化する障害のある方に対し、その状態に応じたきめ細かな支援を行い、生活機能や生活環境の向上を図る。

3 障害福祉サービス利用の促進

難病患者が新たに障害福祉サービスの対象となることをふまえ、適切なサービスを選択し、決定できる支援体制の充実を図り、必要なサービス利用の促進に努める。

4 本人や家族の活動に対する支援の充実

難病医療相談会等の難病患者本人や家族が交流する機会を活用し、患者会や家族会の立ちあげ支援、活動の活性化を図るなど、セルフサポート活動の充実を進める。

5 地域における「住まいの場」の確保に向けた取組みの推進

強度の行動障害や医療的ケアが必要な「重い」障害のある方が安心して地域で生活できるよう、生活の基礎となるグループホームなどの「住まいの場」の確保に向けた取組みを推進する。